

議員提出議案第1号

すべてのゲノム編集食品の届け出と表示の義務付けを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年(2020年)3月27日

提出者 八王子市議会議員 前田佳子

賛成者 八王子市議会議員 木田 彩

同 石井宏和

同 青柳有希子

八王子市議会議長

浜中賢司 殿

## すべてのゲノム編集食品の届け出と表示の義務付けを求める意見書

ゲノム編集とは、狙った遺伝子配列を壊す遺伝子操作技術であり、家畜や魚、農作物でその応用が広がっている。例えば、日本でも主食である米でホルモンを増やして米粒数を増加させる稲の試験栽培も行われている。

ゲノム編集が急速に進んだ背景には「クリスパー・キャスナイン」というツールの発明があり、従来の遺伝子組み換え技術に比べ時間とコストをかけず、より簡単にゲノム編集ができるようになったことがある。しかし遺伝子情報を載せたDNAを壊す際、目的遺伝子以外のDNAを壊す「オフターゲット作用」によって重要な遺伝子を壊せば、その生命体にとって大きな影響が出るだけでなく、環境や食の安全にも影響する危険性がある。さらにはゲノム編集した細胞と通常の細胞が入り乱れる「モザイク」が起これば環境や食の安全に影響が出る危険性もある。

米国では、2015年から除草剤耐性ナタネが、2018年からは高オレイン酸大豆が栽培・収穫され、流通を始めている。他にもさまざまなゲノム編集作物の研究・開発が進んでおり、日本では2019年10月から販売が解禁された。しかし、ゲノム編集食品の届け出は任意とされているため、食品表示が困難であり、消費者が選択することもできない。

よって、八王子市議会は、政府に対し、消費者の知る権利、選択する権利、健康に生きる権利の観点から、ゲノム編集技術で作られた作物等及びこれを原料とする食品について届け出と表示を義務付けることを下記のとおり求めるものである。

### 記

1. ゲノム編集技術で作られた作物等のすべてについて、届け出を義務付け、食品安全性審査を行うこと。
2. ゲノム編集技術で作られた作物等及びこれを原料とする食品について表示を義務付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)3月27日

議長名

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
環境大臣  
消費者庁長官

あて